

## 魚津市告示第97号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、魚津市会計規則（平成29年規則第3号）第18条第2項の規定により告示する。

令和7年3月31日

魚津市長 村椿 晃

- 1 指定納付受託者の氏名及び住所  
PayPay株式会社 代表取締役社長 中山一郎  
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
市民課及び税務課に係る証明書等の交付手数料  
魚津埋没林博物館及び魚津水族博物館の入館料及び施設使用料  
魚津埋没林博物館及び魚津水族博物館における物品等の販売金  
こども課に係る一時預かり保育料及び学童保育保護者負担金  
都市計画課に係る市民バス運賃、宮津霊園承継手数料及び各種図面販売手数料  
図書館に係る図書カード再発行手数料及び読書記録帳販売代金
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定納付受託者に納付させる方法  
スマートフォンアプリ等を介したキャッシュレス決済サービス利用による収納